

訓令

埼玉県監査委員訓令第一号

埼玉県監査事務局組織規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年四月一日

埼玉県監査委員 小山 彰

埼玉県監査委員 間 嶋 順 一

埼玉県監査委員 小 川 真 一 郎

埼玉県監査委員 新 井 豪

埼玉県監査事務局組織規程の一部を改正する訓令

埼玉県監査事務局組織規程（昭和四十二年五月一日監査委員訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第六条の表主事の項及び技師の項中「従事」の下に「し、必要に応じて監査等の事務に従事」を加える。

附 則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。